

四日市市上下水道局告示第 53 号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図書は、四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置いて縦覧に供する。

令和 5年12月13日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 5年12月28日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する施設の位置

四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置く図面のとおり

3 分流式にて、公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

(1) 三重郡川越町大字亀崎新田80番地2、北勢沿岸流域下水道北部浄化センターを終末処理場とする区域

大矢知町、蒔田四丁目、川北一丁目、広永町、伊坂町、山分町、
八田三丁目

の各一部

(2) 四日市市寿町2番8号、日永浄化センターを終末処理場とする区域

伊倉二丁目、伊倉三丁目、西伊倉町、中川原三丁目、芝田一丁目、
西日野町、室山町、波木町、采女町、小古曾五丁目、小古曾六丁目

の各一部

4 縦覧期間

令和 5年12月14日から令和 5年12月28日まで

(上下水道局 管理部 生活排水課)